

# 京都府認知症介護実践者等養成研修実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本事業は、認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日付け老発0331010号厚生労働省老健局長通知）別紙の認知症介護実践者等養成事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に基づき、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員等を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

### (事業の実施)

第2条 府は、本事業を適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設、同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者及び同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護保険施設・事業者等」という。）並びに一般社団法人京都府老人福祉施設協議会（以下「協議会」という。）及び認知症介護研究・研修センター（以下「センター」という。）等に事業の一部を委託して実施することとし、本事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、認知症介護基礎研修は府が別に定める要領に基づき指定する法人が実施するものとし、認知症介護指導者養成研修は国要綱に基づきセンターが実施するものとする。

### (関係機関との連携)

第3条 本事業の実施に当たっては、保健所（広域振興局健康福祉部）、市町村、介護保険施設・事業者等、協議会及びセンター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

### (研修の構成)

第4条 本事業は、以下の研修で構成する。

(1) 認知症介護実践者研修等（以下「実践者研修等」という。）

- ア 認知症介護基礎研修
- イ 認知症介護実践者研修
- ウ 認知症介護実践リーダー研修
- エ 認知症対応型サービス事業開設者研修
- オ 認知症対応型サービス事業管理者研修
- カ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(2) 認知症介護指導者養成研修等（以下「指導者養成研修等」という。）

ア 認知症介護指導者養成研修

イ 認知症介護指導者フォローアップ研修

## 第2章 認知症介護実践者研修等

（運営委員会）

第5条 認知症介護実践者研修等の企画立案及び運営を行うため、京都府認知症介護実践者研修等運営委員会を置く。

（企画部会）

第6条 認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の研修カリキュラム等の企画立案を行うため、運営委員会の専門部会として京都府認知症介護実践者研修等企画部会を置く。

（実践者研修等の研修対象者）

第7条 研修の対象者は、原則として京都府内（京都市を除く。）の介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であって、府が適当と認めた者とする。

（実践者研修等の実施内容）

第8条 府は、研修の対象者に対して、認知症介護に関する基本的、実践的な知識及び技術並びに事業所の管理・運営等に必要な知識を修得するための研修を実施する。

（実践者研修等の実習施設）

第9条 施設実習等が必要な研修に係る実習施設は、原則として京都府内（京都市を除く。）の介護保険施設・事業者等であって、府が適切に研修を行うことができると認めるものとする。

（実践者研修等の受講の手続等）

第10条 受講を希望する者は、所属の介護保険施設・事業者等の長又は市町村を通じて府に申し出るものとする。

2 府は、前項の申込みに基づき受講者を決定し、申込者及びその所属の長等に通知するとともに、受講者として登録する。

3 前2項の規定にかかわらず、認知症介護基礎研修の受講を希望する者は、第2条第2項に規定する実施主体に対し、実施主体が定める方法により申し込むものとする。

（実践者研修等の修了証書の交付等）

第11条 府は、研修の修了者に対し、修了証書（別記様式）を交付するものとする。ただし、認知症介護基礎研修の研修修了者に対しては、別途定める様式により指定法人代表者名の修了証書を交付するものとする。

2 府は、研修の修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事

項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

(その他)

第12条 府は、認知症介護指導者等の協力のもとに研修カリキュラム等を策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、受講者の受け入れ準備等について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

2 受講者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材費等に係る実費相当分について負担するものとする。

### 第3章 認知症介護指導者養成研修等

(指導者養成研修等の研修対象者)

第13条 研修の対象者は、原則として京都府内(京都市を除く。)の介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であって、府が適当と認めた者とする。

(指導者養成研修等の実施内容)

第14条 府は、研修の対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として、次条に掲げる実施施設において実施される認知症介護指導者養成研修等を受講させるものとする。

2 府は、本研修の実施に必要な費用のうち、研修受講料(ただし、受講者負担額を設定する場合は、その額を除いた額とする。)、旅費及び教材費等を補助するものとする。

(指導者養成研修等の実施施設)

第15条 実施施設は、センター及びその連携施設とする。

(指導者養成研修等の受講の手続等)

第16条 受講の手続、修了証書の交付等については、センター研修実施要項に基づき行うものとする。

(その他)

第17条 受講者は、研修の実施に必要な費用のうち、第14条第2項に係る費用を除く実費相当分について負担するものとする。

附則

本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和3年12月16日から施行する。

附則

本要綱は、令和4年8月18日から施行する。

(様式)

	第	号
修了証書		
	氏名	
	生年月日	
あなたは、厚生労働省の定める		
〔 認知症介護実践者研修 認知症介護実践リーダー研修 認知症対応型サービス事業開設者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 〕		
を修了したことを証します。		
年 月 日		
京都府知事		印